

「第42回かがり火市民祭り」 出店要項

1. 主旨

市民総参加による地域に密着した祭りとして実施している「かがり火市民祭り」を通じ、地域の特産品等を市内外に広く紹介し、理解を深めてもらうことで、活性化をはかる。

2. 主催

かがり火市民祭り実行委員会

3. 実施日時

令和7年8月2日（土）※荒天の場合は中止
開催時間 15時00分～21時30分

4. 会場

大月東小学校校庭（まつり広場）
（車両乗入禁止時間 14時45分～22時00分）

5. 内容（予定）

- （1）市内食品・特産品等の販売
- （2）県内外食品・特産品等の販売
- （3）各種啓発コーナー（エコ他）
- （4）各種パフォーマンス（ステージ・広場）

6. 出店物

- （1）市内で生産もしくは加工された商品
- （2）その他主催者が適当と認めた商品

7. 出店者

警察等関係機関の指導のもと主催者が適当と認めた者または団体

8. 出店料金

・出店料金は、1区画につき徴収します。

市内15,000円、市外20,000円とします。

出店料金には、パイプテント（1張）のレンタル料9,400円を含みます。

テント内照明は、テントに付属し、料金は発生しません。

※出店料決定にあたり、市内の方は以下により判断します。

個人	「出店申込書」内「個人・法人（個人以外）」の区分において「個人」を選択し、「現場責任者：住所」の記載が大月市内の方
法人	「出店申込書」内「個人・法人（個人以外）」の区分において「法人」を選択し、「現場責任者：住所」にて記載した法人の住所が大月市内の方

- ・出店に係る備品のレンタルを行いますので、希望者は、出店申込みの際に申し込みください。

【レンタル料】

※パイプテント(1張)は、出店料に含む。

注：2張（2区画）利用する場合は、追加分を徴収

注：パイプテント内に照明設備（蛍光灯）が付属しますが、コンセントはありません。別途電源を希望する場合は、以下③コンセントを申込のこと。

- ① テーブル （1台） 単価 1,800円
- ② パイプ椅子 （1脚） 単価 400円
- ③ コンセント1個（2口）単価 2,200円

※請求書は、出店申込後郵送します。期日までに必ずお支払い下さい。

支払が、期日までに確認できない場合は、出店取り消しとなりますので、ご注意ください。

※主催者都合による開催中止の場合以外、出店料は返金しません。

※備品レンタルの取消・個数変更は、7月25日（金）13時00分までに、「申込書提出先」まで連絡ください。これ以降、変更対応できません。また、この場合のみ、備品レンタル料の返金対応を致します。

なお、返金は、振込しか受け付けず、振込手数料は、出店者のご負担となります。

9. 規格

- (1) 1区画は、1テントです。

※半区画を希望することは、できません。

※キッチンカー及び軽トラックでの出店はできません。

- (2) 使用テント規格 サイズ360cm間口×270cm奥行
テントの持ち込んでの設置はできません。

- (3) コンセント1個（2口、容量100v 1kw）

※1kw以上の電力を使用する方は、発電機を持参ください。但し、発電機等に燃料としてガソリン等の引火性液体を使用する者は、10型以上の消火器の設置が必要です。

- (4) 展示販売台（180cm×60cm）※ビニールクロス着用

10. 出店者の区画割

テントの配置及び出店者の区画割は、主催者において決定し後日連絡します。

11. 出店申込締切 6月6日（金）17時00分必着

12. 出店のお申し込み（申込書提出先）

〒401-0015

大月市大月町花咲1608-19

かがり火市民祭り実行委員会

（事務局） 産業観光課 産業振興担当

電 話 0554-20-1857

FAX 0554-20-1533

※郵送又は、産業観光課まで直接お持ちください。

※市内外は問いませんが、応募者多数の場合は、市内の方を優先します。

1 3. 提出書類（各2部提出）

- (1) 出店申込書
- (2) 出店者身分証明書(写し)
- (3) 提供食品の概要（食品販売の場合）
- (4) 備品申込書
- (5) テント内出店の平面図
- (6) 事前仕込みがある場合は、仕込みする場所の営業許可書（写し）
- (7) その他主催者が必要とする書類

1 4. 出店に伴う官公署への許可申請・届出

(1) 保健所

食品販売に伴い試飲・試食や飲食の提供など行う場合は、「提供食品の概要」と「テント内出店の平面図」を主催者に提出してください。

主催者がまとめて保健所に提出いたします。

保健所から指導があった場合、その旨連絡いたします。

(2) 税務署

酒類を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要となります。手続きは出店者の責任において行ってください。

※酒類の販売は、酒類販売の免許を税務署より交付された出店者に限ります。

1 5. 法律の遵守

出店に当たっては、適用される法律を必ず遵守してください。法律を守らない場合は、出店をご遠慮いただくことがあります。

（適用法律）食品衛生法 景品表示法 不正競争防止法 薬事法 酒税法など

1 6. 消火器の設置

消火器（規格10型以上）1台が必須です。それ以下の規格の消火器は、消火器を備えていると認められません。

但し、消火器の設置を義務づけられている者は、飲食提供のため裸火を使用する機器・設備を使用する者及び発電機等に燃料としてガソリン等の引火性液体を使用する者等が該当します。

第41回市民祭りにおいては、消火器を持参したが、規格など条件を満たせず（6型消火器を持参）、近隣の店舗で購入するよう指導し、事業者にて別途購入していただく事例がありましたので、注意してください。

消火器の設置の要件を満たせず、出店をお断りすることもありますので、ご留

意ください。消火器が設置基準を満たしているかは、大月市消防署による確認を予定しております。

17. ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。

18. 風雨について

降雨により、会場のコンディションが悪くなった場合、状態回復のため、支援を呼びかけることもあります。その際は、ご協力をお願いいたします。

19. 飲食の提供

会場において飲食を提供する出店者は、次の項目を必ず遵守してください。

- (1) 出店場所の汚れ防止に留意してください。
- (2) ガスコンロ等使用する場合は、コンパネ、ブロック等の上に設置してください。

20. 水道の使用

会場内の水道施設では、洗い物及び、固形物・油等を廃棄しないでください。昨年、会場としている学校から嚴重注意を受けました。次回使用できなくなる事もあるので、厳に遵守ください。

21. 出店者用駐車場

祭り当日の駐車場については、後日主催者より通知します。指定された場所以外の駐車は、決して駐車しないでください。イベント運営に支障をきたしますので、主催者より撤去の指示をいたします。

22. その他

- (1) 出店者決定・出店場所、出店料等の請求などは、後日ご案内致します。
- (2) 販売は21時30分に終了です。終了後はすみやかに片付け、清掃を行い22時30分にはすべての撤去を完了して下さい。

(周辺住民の方の迷惑のため、22:30に電源を落とし校門を閉鎖します。)

※出店要項に沿わない行為等があった場合は、翌年以降の出店を許可しません。